

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年12月15日認可した。

令和4年12月27日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）雉子尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）石野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）戸川池地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）出作9号地区
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中田井地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）百々地区